

供米完遂、縣下のトツプ

伊能知事から市長宛感謝電報

本市昭和十六年度供米割当は二千二百〇三石(五千五百〇八俵)でしたが生産農家の方々、深い御理解と御協力により十二月十四日六供町の一千〇八十一俵を最後に他郡市に先立って全部の供出を完了し、供出量合計二千二百五十四石八斗(供出歩合二〇二・六〇)という好成績を示しました。生産者皆さん方の御苦労に厚く感謝の意を表します。なお十二月十九日伊能知事から県口市長宛次の通り感謝電報がありましたので、お知らせ致します。

感謝電報 他郡市に先立って供米を完遂せられた御所に感佩に堪えません。農家の皆様に御苦労の皆様に宜しくお伝え下さい。(伊能群馬縣知事 山口前橋市長宛) (農政課)

工業短期大学の設置案

その他諸案を定例市議会で可決

本市の十二月の定例市議会は、十七日午後一時三十分から分室会議室で開会、各議員出席の上次の諸議案を討議しました。

- ▼議案第九号昭和十六年度才入才出追加更正予算(既決予算額四億六千九百六十一万五千四百五十三円、追加更正予算額四億八千七百八十八万六千四百二十四円、一千八百二十七万九千七百一十四円)才出市職費、市役所費、警察消防費、土木費(市廳舎敷地購入費、柳井土地区画整理事業費を含む)教育費、社会及労働施設費、保健衛生費、商工業、滞在費、統計調査費、選挙費、建設費、諸文出金等を追加更正、才入は平衡交付金、公益事業及財産収入、使用料及手数料、國庫支出金、縣支出金、繰入金、雑収入等
 - ▼同第九号特別会計水道費才入才出追加更正(既決予算額二千四百五十三万四千四百円、追加額百七十二万円)才出水道費、積立金、才入水道事業収入
 - ▼同第九号水道給水権例改正について(別記の通り)
 - ▼同第九号市廳舎建築費金繰入
- 本市に市立工業短期大学が設置されることになりました。工業短期大学の設置については、(市廳舎建築費削減入費)に充てるため昭和十六年度に於て一百万円繰入)
- ▼同第九号市立工業短期大学の設置について(別記の通り)
 - ▼報告第二号専決処分件報告(昭和十六年度特別会計前橋市地方競馬費の一時借入金額三百万円以内を五百万円以内)と当日の議場では、給與、待遇關係で栗原、尾張、林、小野里、各議員、水道關係で種木、種田而議員、市有土地關係で佐藤議員、市廳舎敷地購入關係で林、中島、岡部、荒木各議員の質問があり、これに対し入岡助役、選挙課課長、山下秘書課長、平井土木課長らからそれぞれ答弁をなし各議案を向れも原案通り可決して四時二十五分開会しました。

工業短期大学の設置計画の概要



本市では市消防第一分團の警備置場を曲輪町通りに新築中でしたが、旧より竣工しました。工費は九月着工以來約三ヶ月を要し、工費は七十万三千四百円、買入の通り理根町本署置場で、これにより本市の防火力は一層強固になりました。(保安課・盛武課)

消防第一分團 器具置場完成

本市の水道料が十二月分より改正になりました。水道料は去る昭和十四年三月に改正以來約二ヶ年間据置きとなつていたものですが、諸物價と電力料の値上げ及各種維持管理の資材の高騰、更に機械器具及び諸設備の老朽による改修費の計上等により、経営面に非常な困難を來しましたので、十二月二十九日物價課の料金改正の認可を得、十二月十七日の市議会で別記の通り議決され、いよいよ十二月分より実施となったもので、改正料金は次の通りです。(カソコ内は超過料金)

- ▼専用枠
- ①甲枠(普通専用)八キロ迄七〇円(キロ毎に一〇円)
- ②乙枠(普通専用)一〇キロ迄四〇〇円(キロ毎に五五円)
- ③丙枠(普通専用)三〇キロ迄一四〇〇円(キロ毎に六六円)
- ④丁枠(大口専用)三〇〇キロ迄一、八〇〇円(キロ毎に六円)この丁枠は年額を以て一月平均三〇〇〇キロ以上使用するもの。
- ▼公私設共用枠(家庭用)一四四

水道料金引上げ

防寒装置は充分に

市営前橋競輪は一月は二日から七日まで次の通り運轉六日間開催、新旧選手の間戦を行ないます。

- ▼第一節 二日、三日、四日
- ▼第二節 五日、六日、七日

なお二月の朝陽競輪は、前橋市の主催で次の通り行ないます(競工課)

- ▼第一節 十六日(土) 十七日(日) 十八日(月)
- ▼第二節 二十三日(金) 二十三日(土) 二十四日(日)(競工課)

競輪

市営前橋競輪は一月は二日から七日まで次の通り運轉六日間開催、新旧選手の間戦を行ないます。

- ▼第一節 二日、三日、四日
- ▼第二節 五日、六日、七日

なお二月の朝陽競輪は、前橋市の主催で次の通り行ないます(競工課)

- ▼第一節 十六日(土) 十七日(日) 十八日(月)
- ▼第二節 二十三日(金) 二十三日(土) 二十四日(日)(競工課)

小學校新名を募集

市では天川町地内(縣立前橋高校の北側に)新築する小學校の名称を次の通り募集します。

新築小學校にふさわしい名称、用紙は半紙四つ切、A切二二

納税標準とポスター

廿日、詳細は各學校の生徒児童達の保護とポスターを次の通り募集します。各學校で取組むの上市で審査し入賞者に賞品を贈呈します(教務課)

標榜はがき、ポスターは半紙大面用紙(ポスター)に用いる字句は自由、色は三色限り)學校名、学年、氏名明記、作品は各學校を通じて市役所税務課へ送

付の通り、A切二二、小月月上旬身体検査を行いますから通学、中學校、前橋の三校に分けて知が行きましたら、必ず検査を受審し、一、二、三等及び佳作を授けて下さい(教務課)

今月の暦 一日元旦、六日小寒、十二日臘、十五日成人の日、二十一日大寒、二十七日旧一月朔

期大学の設置については、かねて種々計画されてきましたが、いよいよ市立で設置する事になり、十二月十七日の定例市議会で別項の通り附議して調議一致で可決されましたので、岩船町一、〇八四地内に建設工学科を学科とする工業短期大学を本年四月から開校出来るよう諸準備を進めることになりました。これによつて現在各方面から懸望されている優秀なる建設工学科の技術者が多数養成されることになり、その開設は非常に期待されて居ります。計画書に現れた概要は

- ▼名称 前橋市立工業短期大学
- ▼位置 前橋市岩船町一〇八四
- ▼学科 建設工学科
- ▼学生定員 一六〇名(第一学年八〇名、第二学年八〇名)
- ▼開校 昭和二十七年四月
- ▼施設 敷地九七〇坪①建物本館一七〇坪(既設)一号館二五〇坪(創設時建設)二号館三九〇坪(創設時は借用建物充

当、第二次に新設)圖書前八五坪(既設本館借用第二次に新設)体育館二〇坪、第一二〇坪(借用建物充當第三次に新設)附屬研究所九六坪(借用建物内既設、第二次に新設)

- ▼創設費 ①創設時収入とし、運輸収入及び市税その他一般収入計五、五二〇、〇〇〇円、(外に圖書、機械器具、標本等現物寄附)九、二五八、〇〇〇円
- ②創設第二年度収入競輪市税その他一般収入計一四、五三九、〇〇〇円、支出、号館及び圖書館建築、圖書購入、附屬研究所建築等計一四、五三九、〇〇〇円
- ③創設第三年度収入競輪市税その他一般収入六、〇〇〇、〇〇〇円、支出体育館、講堂建築計六、〇〇〇、〇〇〇円

小學校新名を募集

市では天川町地内(縣立前橋高校の北東)に新築する小學校の名称を募集するに際し、次の通り募集します。

十日、詳細は各學校の生徒児童を通じてお知らせし、願書作品は各學校で取組めの上で、審査の結果、選定されるものとします。(募集課)

進の標語とポスターを次の通り募集します。標語はがき、ポスターは半紙六面用紙(ポスターに用いる字句は自由、色は三色限り)学校名、学年、氏名明記、作品は各學校を通じて市役所税務課へ送る児童は、体二十名程度、来

付のごとく、一月二十日、小知が行きましたら、必ず検査を受けさせて下さい。(教學課)

今月の暦 一月五日、小寒、十二日、十五日成人の日、二十一日大寒、二十七日旧正月

市税実態調査に現われた市民の声

市では納税意識の醸成と市政に対する各納税者皆さんの理解を深めて頂くため、昨年十一月内中央部(豊町、桑町、横山町、立川町)中間部(84才川町、南曲輪町、石川町、首軒町、大塚町)外郭部(46才供町、天川原町、27才毛町)の三部に分け、合計一、六三五世帯を対象に納税の実態調査を行いましたところ、次の様な結果が得られました(単位は何れも%)

納税準備貯蓄組合に加入しない理由は (回答数二、二五八件) 収入に不足 三三・七%、他の方法で準備貯蓄 二七・七%、加入しても 二二・六%、無効 一一・一%、回答なし 三・九%、突発 三・三%、第六問「市で現在行っている面課式納税整理方法について」 (回答数二、六三五件) 収入に不足 二二・二%、収入に不足 二二・二%、収入に不足 二二・二%

この答えは、市民税の賦課は所得の決定(國稅)を基準とせず、市独自の立場で実態調査の上、実費に即した課税を望む。との意見が多く、精密なる実態調査と公平なる課税を望む。給與所得者と事業所得者と負負担に於て公平さを欠くところが多い。滞納に対する措置が消極的である、正直者が馬鹿を見るようなことがない様にしてほしい。分納を認め、吏員に徴収に來ることを望む。税金の用途を具体的に明示すること。令書は一連でなく、納期毎に送付して欲しい。小口滞納者より大口滞納者の整理を強行せよ。窓口は親切に「御苦勞様」の一言もかけて欲しい等の意見がありました(税務課)

市税完納者に抽せん付お年玉はがき

市税は市政の運営を円滑ならしめる潤滑油でありますので、市では二十六年十二月三十一日まで本年市民税第三期分まで又は固定資産税第四期分までを完納された方々に「お年玉」お年玉はがきを今年十月十日お送りいたします。この「お年玉」お年玉はがきは本来の抽せん権に加えて「市税完納者」の抽せん権の番号もついで居り、二重の幸運を掴める仕組みになっております。この市税完納者への抽せんは別記「市税完納者の集い」の席上に行います。(税務課)

市税完納者の集いを口

来月群馬會館で開催します

市では一昨年十二月及び昨年三月市税完納者の集いを群馬會館で開催し、好評を博しましたので、市税完納者への感謝の贈り物として、その第三回の市税完納者の集いを催すべく計画を進めて居ります。今回は市民税第三期分までと固定資産税第四期分までの完納者及び一月の市民税第四期分を納期内に完納した方々に、特等一万円(一本)以下四等迄、次の通り九本に一本当る抽せん券を差上げて、来月(日未定)群馬會館に於て、

抽せんを行います。当日は余興に演芸を盛り沢山盛り込み、晝夜二回開催いたします。どなたも市政運営の潤滑油たる市税を完納された、是非この催しに御参加下さい。なお市民税第三期分までと固定資産税第四期分までの完納者には、御手許に届いて居ります「お年玉」お年玉はがきが、この催しの招待状となり、印刷されている番号が抽せん番号となります。市民税第四期分完納者に対しては、一月四日から一月十日(予定)迄に領収

書をお手紙にすれば、又別に抽せん券を差上げます。当せん賞及び数は次の通りです。特等 一万円、一等 一千元、二等 五百円、三等 百円、四等 二十円、一本 (税務課)

火事の知らせは火災通報協力の家へ

市では火災の早期発見と通報が、災害を軽減させる第一の要件である点に着目し、火災発見と共に、直に常備消防部へ通報する様希望して居りますが、今度市の消防後援会の事業として市内の電話加入管約三千名に依頼して火災通報協力の家を設けることとなり一月早々、これらの家に対し赤地に白く「火災通報協力の家」と書いた門標を掲げて頂くことになりました。イザ火事の場合、この家の電話で「一九番(常備消防部)へ通報して頂ければ大体五分以内に自動車ポンプが現場へ到着することになります。居りますから、少しも早くこの協力の家を利用して知らせて頂くよう希望致します。(保安課)

市民スキー大会

今年は赤城で来る廿七日

第四回市民スキー大会が来る二十七日赤城山麓スキー場で進行されます。その要項は次の通りです。多人数参加されるよう希望いたします。

車は左・人は右 対面交通を守りましょう

- 参加資格 市内に居住勤務又は通学するもの(奨励を含む)
競技種目
①中学生の部 大廻り
②小学生の部 A組滑降、廻り、B組大廻り
③一般男子 A組滑降、廻り、B組大廻り、C組大廻り
④女子 大廻り
⑤壮年男子(酒三十五才以上) 大廻り
参加申込 一月二十日限り
市役所教學課、市内各運動具店、學校は一括申込みのこと(用紙は申込所にあり)
入賞 六位までとし外に参加賞、敢闘賞等あり
五市対抗前橋市代表は、この大会参加者中より選抜
申込受付後 一月二十日プロ編成会開催
輸送、宿泊等については申込所に連絡して下さい(教學課)

少年少女は次の時代に大きな大切な任務が待っています。この大切な少年少女の不良化を防ぐ運動が、最近強力に進められていて、少年少女の犯罪はますます悪化しようとしていることは、驚かす事です。一例をあげますと、前橋少年保護観察所の調査した昭和二十五年の縣下各市町村の青少年犯罪件数は合計三八三五人(うち前橋一八三)で前年に比べて総人員では幾分減少してはいますが、殺人、強盗、強姦、放火等の恐ろしい犯罪がふえて居ります。しかも検挙後保護観察処分を受けた犯罪者が一昨年前半だけで三三件ありましたが、昨年は一月から八月まで、既に一五三件に達しています。

子供の幸福のために

八歳未満のとき刑の執行猶予となつた青少年(以上は大体十四歳以上二十歳未満)を、保護観察という方法で改善、更生のため指導する所です。こうした青少年のために深くその原因を調べ、家庭や社会の環境を改善しつゝ、性格の陶冶をはかり、正しい社会人として立脚させることに努めて居ります。

前橋少年保護観察所は前代田二五にありますが、同所は昭和二十二年四月、群馬、栃木両縣下を管轄区域として発足した前橋少年審判所が、二十四年十一月一日から現在の保護観察所となり位置は二十五年三月神明町から現在の所に移轉し本題下を管轄として同所の保護観察官と多数の少年保護司(民間人)で本市には二十四名あります。少年善導のために活動して居ります。一般に知られて居ります通り、兒童福祉法や少年法

いつも正しい愛情と保護を

世の人人がごまやかな愛情を注ぎながら、次の事例に御注意願いたいと希冀して居ります

父兄方へ御注意願いたいこと

- 先ず子供の不良化は親の責任であること深く考えよう。
- 子供に悪い影響を興えるような行いを知らず知らずの内に大人がしてはいないでしょうか。
- 見知らぬ品物を持つていた。
- 屋敷など修理業の一部も調査いたしません。
- 調査の方法
- 準備調査(ロ)面談調査
- 基本調査にわたって行います。
- 調査事項 事業所名事業所所在地、経営組織、他にも製造工場を持つて居るか。原動機を設備しているか。従業員数。月別常用労働者数。現金給付総額。原料及び材料(指定物資を除く)総使用額。指定物資(燃料物資)使用額。
- 電力(燈用を含む)使用額。
- 委託生産費。
- 現金給付総額原料及び材料給付使用額。
- 指定物資使用額。電力使用額及び委託生産費の合計金額。
- 主要原料及び材料名。
- 作業工程。
- 製造品出荷額。
- 内國消費税。
- 製造品出荷額から内國消費税を差引いた金額、轉賣品、休業の理由等を調査します。(統計課)

一人名簿が確定しました

各種選挙の基本になる基本選挙人名簿は昨年十二月二十日確定し、本市の有権者数は

男 二四、一四一人
女 二八、九三五一人
計 五三、〇四九一人

第七十六條第四項の規定に因り告示する。

昭和廿六年十二月廿一日
前橋市選挙管理委員会
委員長 細野 重晴

講和後最初の工業調査実施について

工業調査は毎年十二月末、現在をもちいて、指定統計第一〇号として行われて居りますが、今年内容は多少の改正があり、次の要領で実施し一月末日迄に取組めます。

この調査は我國工業の実態並びに年次増産動向を明らかにし、中小企業対策は勿論諸々の政策の基礎資料を提供する極めて重要な調査であり、その成果は各方面に多大な期待がかけられて居ります。

(一)調査の時期 昭和二十六年十二月三十一日現在

(二)調査の範囲

本年は日本標準産業分類による製造業の事業所だけを調査することになつて居ります。従つて昨年時に調査した製造問屋、製造小工業及び副業内職の世帯は調査いたしません。其の外自轉車

案外少かつた 傳染病患者

厚生省衛生当局は、昨年の赤痢発生数を、全国的にみて、前年の三倍予想し、一般に警告を発し本市でも強力防疫の強化を図り、井水検査をはじめとし、保菌菌検査その他あらゆる防疫対策を講じ予防に萬全を期した結果、赤痢、類似赤痢、疫痢を合せて、十二月十八日現在で、その発生数は一九六名に限り止め前年の二五五名に對し五九名の減少でありました。

しかし、その内死亡した者は、赤痢で一名、疫痢で一六名、計一七名で各種傳染病の総発生数二一八名に各病種別に示すと、左記のとおりですが、冬も傳染病が発生しますから充分御注意が肝要です。

赤痢四四、類似赤痢九五、疫痢五七、腸チフス三、パラチフス七、猩紅熱七、流行性腸炎二、ジフテリア三。